

(別紙)

全国瞬時警報システム（Jアラート）による有事関連情報への対応について

平成 29 年 9 月 15 日
岩手県立住田高等学校

1 弾道ミサイル（以下、「ミサイル」という。）落下時への対応について

(1) 全国瞬時警報システム（以下、「Jアラート」という。）のメッセージが流れた場合の行動について

生徒及び教職員等は、直ちに以下の行動をとること。

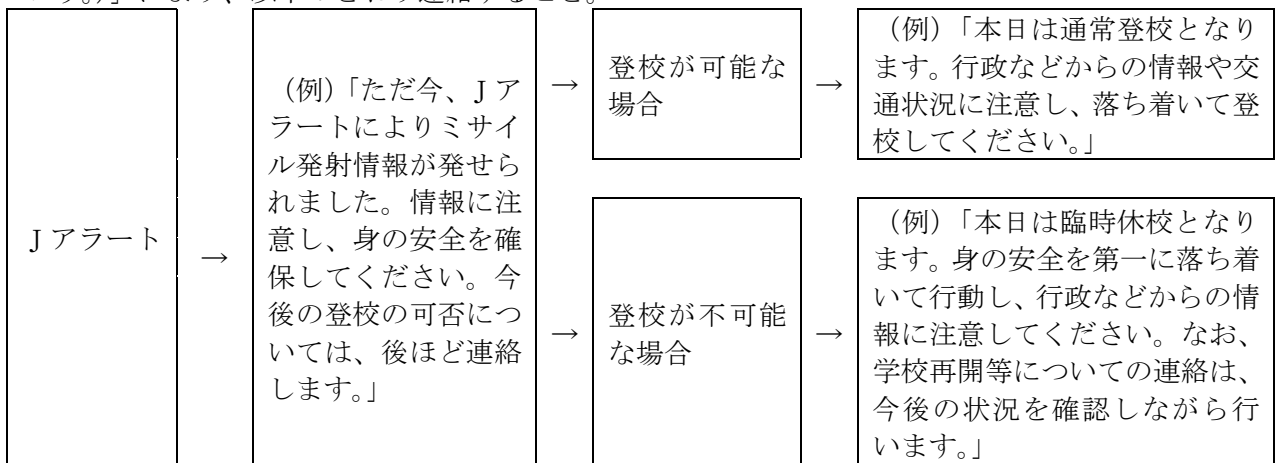
ア 屋外にいる場合	ミサイル着弾時の爆風や破片等による被害を避けるため、近くのできるだけ頑丈な建物や地下に避難すること。 近くに適切な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ること。
イ 屋内にいる場合	ミサイル着弾時の爆風や破片等による被害を避けるため、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない頑丈な部屋へ移動すること。

(2) 近くにミサイルが着弾した際の行動について

ア 屋外にいる場合	口と鼻をハンカチ等で覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難すること。
イ 屋内にいる場合	換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉すること。
ウ その他	行政からの指示がある場合、その指示に従って落ち着いて行動すること。 弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なることに留意し、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて情報収集し、落ち着いて行動すること。

(3) 生徒が登校前または登校途中に、Jアラートのメッセージが流れた場合の学校からの連絡について

「インターネットを活用したお知らせシステム（e メッセージ Pro2）」（以下、「電子メール」という。）により、以下のとおり連絡すること。



(4) 生徒が登校後に、Jアラートのメッセージが流れた場合の学校からの連絡について

ア ミサイルが着弾し、近隣地域に被害が出た場合又は遠隔地への着弾であっても核爆発等により学校所在地、生徒の居住地又は通学区間に被害が出る恐れのある場合について

・ 学校において行政情報等を確認し、公共交通機関の運行状況等も踏まえ、校長の判断により、安全確認をした上で生徒を下校させること。
・ ただし、安全確保ができない場合や、交通機関の確保が難しい場合には、帰宅させず生徒の身柄を学校で預かること。
・ 生徒の下校や身柄の学校預かりについては、電子メール及び電話等により学校から保護者に対して連絡すること。

イ ミサイル着弾による被害の恐れがない場合

・ 学校から保護者に対する連絡は行わないこと。

2 その他の有事関連情報への対応について

上記1に準じた対応をとること。

なお、有事関連情報とは以下の情報を指すこと。

<ul style="list-style-type: none">・ 弾道ミサイル情報・ 航空攻撃情報・ ゲリラ・特殊部隊攻撃情報・ 大規模テロ情報・ その他の国民保護情報

3 有事関連情報を起因とする交通機関の乱れ等により、生徒の登校が難しい場合の出欠等の取扱いについて

・ 自宅待機（自宅学習）とし、 <u>公認欠席扱い</u> とすること。	保護者は、 <u>学校へ連絡</u> すること。
・ 交通機関の遅れによる遅刻については、 <u>公認遅刻扱い</u> とすること。	